~水道料金が改正されます~

(平均世帯で1カ月600円程度値上げ)

12月の市議会において、都留市水道給水条例改正案が、可決されました。 これにより本年5月1日以降の検針分から水道料金が改定されます。

都留市の水道は大正12年2月に旧谷村町に給水を開始してから82年が経過しました。この間、日常生活に欠か すことのできない生活用水供給のため、計9回の拡張事業を実施し、「より安全で、おいしい水の供給」、「災害に 強い施設の整備 |、「緊急時における給水確保 |を図り、水道事業を行ってまいりました。

の冬 多の で 分から施行します い 凍 き 道 時 結 る 利 期防だ用 たけ軽い 者 0) け、 ため 皆さ 減 するため、 5 0) h 使 月 0) 用 1 量 \mathbf{H}

バ道のえさ (水を供 水量 0) 料運 れや 益 1 ま L 維 た、)を上 15 金営 ま フ スを保持 を改し かかの スし 持 , 5 しても 老 か 管 低 タ し 口 る費 以理 朽 下 1 7 い健 Ĺ 費 化 ル済 7 皆さん するもの 用 した施 水 0 全 0) ょ の状 13 た施設 原 財 ため 一な水 状況 発生 る 変 が 価 政 から 収化 給 に、 が 道 を 永 収 水益な変化を変化 です。 事 踏 予の で 得 想改す の水業ま る 価作減使や

す。 しの L 成も料行 か 水た 14 金の な い経道が年 で、 で 費 利 度 直道 現 を 景 は財 用 L 気改政 在 抑 者 15 金 況 低 15 制の 定 計 ょ 負 迷 時 O至 画 n つ 料 担 の期 決 平 変 15 て金増状 で ょ め成 い改を況あ る

下り

ま

平

たの現

慮 で

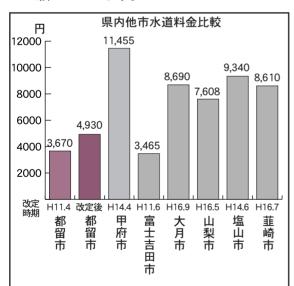
を

県内他市との比較

より豊かで活力あるまちづくりをして いくため、やむを得ず適正な料金改定を させていただくことになりました。

の

今後も安全でおいしい水の安定供給を 行い、水道利用者の皆さんの信頼に応え ていけるよう、一層の企業運営に努めて まいりますので、今回の水道料金改定に ついて市民の皆さんのご理解とご協力を お願いいたします。



※一般家庭で2カ月当たり70㎡使用した場合の

※南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市につい ては、合併に伴い複数の料金体系を採用してい

料金(70㎡は都留市の平均使用水量)

るのため今回は比較しておりません。

問合先 水道課 業務担当

改定料金表

現行の水道料金は、全国で10番目の安さです。今回の改定によ り20番前後の料金となる見込みです。

現行水道料金表(料金算定後10円未満切捨) 2カ月当たり(税込)

区分	基本料金	水量料金(1㎡につき)				
	[メーター使用料、20m³含む]	21~100m³	101~200m³	201㎡以上		
口径	()は1カ月当たり、10㎡含む	(11∼50m³)	(51~100m³)	(101㎡以上)		
13mm	1,050円 (525円)					
20mm	1,575円(787円50銭)					
25mm	2,625円(1,312円50銭)					
40mm	3,150円 (1,575円)	52円50銭	63円	84円		
50mm	6,300円 (3,150円)					
75 mm	10,500円 (5,250円)					
100mm	21,000円(10,500円)					
浴場については、口径別基本料金+水量料金[26円25銭/㎡]とする。						
節時については、口径別基本料全土水量料全[84円/㎡]とする						

| 闘時については、口住別基本科金十水重料金|84円/m|とする。



改定水道料金表(料金算定後10円未満切捨) 2カ月当たり(税込)

区分	基本料金	水量料金(1㎡につき)				
	[メーター使用料、20㎡含む]	21~100m³	101~200m³	201㎡以上		
口径	()は1カ月当たり、10㎡含む	(11∼50m³)	(51~100m³)	(101㎡以上)		
13mm	1,260円 (630円)					
20mm	1,890円(945円)					
25mm	3,150円 (1,575円)					
40mm	3,780円 (1,890円)	73円50銭	94円50銭	105円		
50mm	8,400円 (4,200円)					
75mm	14,700円 (7,350円)					
100mm	25,200円(12,600円)					
浴場については 口径別基本料金+水量料金[26円25銭/㎡]とする。						

臨時については、口径別基本料金十水量料金[105円/㎡]とする